

印刷物の製造の請負におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要領

(平成18年 7月 1日 決裁)

改正 平成20年 3月31日 決裁

平成23年 4月28日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢市が印刷物の製造の請負の契約を行う場合において、オープンカウンター方式（印刷物の製造の請負に当たり、一定の要件を付して見積参加者を募り、契約者を決定する方式をいう。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 オープンカウンター方式による見積合せの実施の対象は、予定価格が130万円以下のもののうち、オープンカウンター方式による見積合せを実施することが有利になるものとする。

(参加者の資格)

第3条 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条の規定に基づく入札参加資格を有し、業種について印刷で登録があること。
- (3) 主たる事務所の所在地が金沢市内であること。
- (4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 税の未納がないこと。

(オープンカウンターの実施)

第4条 オープンカウンター方式による見積合せは、午前9時から午後5時まで、見積票、仕様書、見本等を監理課内において閲覧させ実施する。

(結果の公表)

第5条 オープンカウンター方式による見積合せの結果については、当該契約の相手方の決定後速やかに監理課内における掲示により閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する

附 則（平成 20 年 3 月 31 日決裁）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 28 日決裁）

この要領は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。